

「LEC 澤井の『サブリミナル・スーパー1000本ノック』労働一般常識」解説テキスト (RL13186) から  
第45回社労士試験【選択式】労一般 空欄A及びBが **論点的中** しました !!



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13186 p.24

【障害者雇用促進法】 問29 解説

一般事業主で50人以上事業場における措置
身体障害者又は知的障害者の雇用義務の発生
毎年6月1日現在の障害者雇用状況を翌月15日までに職安に提出
障害者雇用推進者を選任するよう努める

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題  
〔選択式〕 労働一般常識 【空欄A及びB】

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけている。この法定雇用率は平成25年4月1日から改定され、それともなって、毎年6月1日時点の障害者雇用状況を管轄公共職業安定所の長に報告する必要のある民間企業は  人以上に拡大された。 人以上の企業には、 を選任するよう努力することが求められている。

解答  → ①50  
解答  → ③障害者雇用推進者

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。